

平成25年12月12日

平成26年度税制改正大綱について（コメント）

（一社）日本ビルヂング協会連合会  
会長 高木 丈太郎

平成26年度税制改正大綱において、当連合会の要望を踏まえ国家戦略特区における税制支援措置が創設され、また、事業用の既存建築物に関する耐震改修投資促進のための特別償却と固定資産税の減額制度が創設されたことを評価したい。

さらに、永年の課題であった投資減税として省エネ設備投資減税の拡充に関して一定の省エネ設備を取得して事業の用に供した場合の特別償却又は税額控除制度が創設されることとなったことも評価したい。

当連合会は、今回の税制改正の効果を実効あるものとするため、事業活動の一層の推進を図るとともに、今後とも都市の安全・安心や省エネルギー・低炭素化の促進に資する税制改正を要望していく。

以上